

第1回糸魚川市人権教育・啓発推進委員会会議録

(令和6年度)

日	令和6年11月28日	時間	15:30～17:09	場所	市民会館 会議室兼練習室1
件名	第1回 糸魚川市人権教育・啓発推進委員会				
出席者	【出席者】 9人（以下敬称略） 井澤和秀、渡邊卓司、清水博、金子裕美子、山田芳子、嶋田守雄、河崎文雄、古海英美子、塚田真琳 【欠席者】 富永範子、木嶋照男 【事務局】 環境生活課 木島課長、赤野係長、渡辺主査				
	傍聴者定員	—		傍聴者数	0人

会議要旨

- 1 開会（15:30）
- 2 環境生活課長あいさつ
- 3 委員、事務局紹介
- 4 委員長、副委員長選出
- 5 概要説明
 - （1）人権教育・啓発推進委員会について

《事務局説明》

 - ・設置要綱により説明
 - （2）第2次糸魚川市人権教育・啓発推進計画について

《事務局説明》

 - ・推進計画（概要版）により説明
 - （3）今後のスケジュールについて

《事務局説明》

 - ・令和6年度スケジュールにより説明

【質疑・意見等】

（委員）1月に開催予定の研修会について、企画案があれば教えてほしい。

（事務局）当委員会の嶋田上越支部長を講師にお招きして、同和問題の現状と課題について講演いただく予定で調整中。

（委員）上越支部では講師が4人いる。2年前は自分が研修会の講師を務めた。他の講師による講演も良いと思うので、日程も含めて協議させてほしい。
- 6 議事
 - （1）進捗管理について

《事務局説明》

 - ・進捗管理シートについて説明
 - ・事業実施状況一覧について説明

【主な質疑・意見等（進捗管理シート）】

<分野1 女性>

なし

<分野2 子ども・若者>

- (委員) 「いじめはどんな理由があってもだめだ」と思う子どもの割合について、中学3年生の令和5年度現状値が前年度より6ポイント近く下がっている。どのような原因が考えられるか。
- (委員) このようなアンケート設問の回答については、中学生の方が自分をより厳しく見るため、小学生よりも中学生の数値が低くなる傾向にある。自分のことを分かってきたことの証でもあるが、6ポイント近く下がるというのは、何が原因か分からない。
- (委員) 答えかどうかは分からないが、5年ほど前に上越市から糸魚川市へ赴任した先生の意見として、赴任前の学校に比べて部落問題学習に積極的に取り組んでいないという話を聞いたことがある。それが原因とは言わないが、少なからず影響はあると思う。人権同和教育が、いかに大事かということが数値からも分かる。
- (委員) 数日前、糸魚川中学校で「いじめ見逃しゼロスクール集会」が行われ、子どもたちが色々と考える活動をしたと聞いている。集会の中で問題になったこと、先ほどの数値が下がったことも伝え、学校での取り組みをより高められるよう働きかけてほしい。
- (事務局) 中学生は思春期を迎える時期であり、小学生とは違う意識が出てくるのだと思う。また、コロナ禍で人との交流が少なくなった期間に多感な時期を迎えたということも影響を受けていると思う。上越市の取り組み等を研究し、子どもたちへの人権教育について、どのような方法が効果的なのか教育委員会と話をしていきたい。
- (委員) 糸魚川市で生まれ育ったが、部落差別について学校の授業で学んだことがない。中学生の頃に読んだ「橋のない川」、「夜明け前」など本からの知識しかない。現在でも、糸魚川市には被差別部落は存在しているのか。
- (委員) 糸魚川市内に数か所あり、そこに生活している人もいる。インターネット上で被差別部落の所在地を公表する鳥取ループという人たちがおり、実際には被差別部落ではない地名も掲載されている。正しい情報を見極めるためにも学校現場で部落問題学習に取り組み、正しい知識を身につける必要がある。間違った情報を鵜呑みにしないよう、積極的な姿勢で授業を行ってほしい。糸魚川市の場合、過去に結婚差別事件という大きな事例もあるので、差別が厳しい場所であったことは事実である。「部落」という言葉は、昔は「地域」という意味があったが、「被差別部落」と混同するため、「集落」という言葉に代わっている。
- (委員) 自分の日常生活において、部落差別がなかったので、「部落」と「集落」を同じ意味で認識してきた。
- (委員) 身の周りに差別がないと言うが、当事者になってないからだと思う。仮に孫の結婚が決まったとき、相手が被差別部落の出身であれば当事者になる。自分が賛成しても、親族や周りの人から反対される可能性がある。このような状況を防ぐためにも、部落差別についてしっかりと勉強すべきである。

(事務局) 2チャンネルや爆サイなどインターネット上では、被差別用語を使った誹謗・中傷が行われており、その中には上越市、村上市、糸魚川市などに関する書き込みもある。市ではモニタリングを実施し、問題のある書き込みについては、サイト管理者などに削除を依頼する対応をしている。日常生活からは見えにくいかもしれないが、ネット社会の中で差別が続いているというのが現状である。

(委員) 何歳くらいまでを若者としているのか。

(事務局) 一般的に高齢者は65歳以上、子どもは18歳未満と定義されるが、計画上の若者の定義については、手元の資料では分らない。

(委員) 子どもの定義が18歳未満であれば、高校生のアンケートは実施しないのか。

(事務局) 高等学校は県の管轄になるため、指標としては、小学生と中学生になっている。計画策定にあたり、市民アンケートを実施しており、全ての年代を対象としている。

(委員) 「いじめはどんな理由があってもだめだ」と思う子どもの割合について、令和5年度で回答した中学3年生は、令和2年度の小学6年生と同じ対象者ということか。

(事務局) 同じ対象者である。

(委員) どのような心境の変化があったのか、経験したことが影響しているのか、割合が減少した理由が気になる。アンケートでは聞くことができないか。

(事務局) アンケートではそこまで確認できない。割合が減少した理由については、教育委員会に問い合わせ、把握している情報があれば、後日お送りする文書でお知らせする。

(委員) 「認知したいじめの解消率」について、令和4年度以降の数値が低く感じられる。子どもたちの中で、いじめが陰湿化するなど解決が難しい状況にあるのか。

(委員) いじめの定義や法令理解が進み、安易に「解消」とせず、当事者間にいじめ行為が3か月間ないことを確認した上で、解消かどうかの判断をしている。
SNSを介した場合、内容の把握がさらに難しく、解消まで長期化する傾向がある。

<分野3 高齢者>

(委員) 認知症サポーター累計養成数について、目標値を達成したことをうれしく思う。

令和6年1月1日から施行された認知症基本法の理念には、「全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる」ことを謳っている。認知症について恥ずかしい病気、みっともない病気と受け止めるのではなく、引け目を感じる必要はないという認識を持つよう社会全体が変わらなければならない。新しい認知症観を住民に広めるよう努力してほしい。マスコミの取り上げ方も良くないが、介護が大変な認知症患者を取材して、認知症にならないよう注意を促している。認知症になったとしても、突然に人格は崩壊しないので、ごく普通の人間として生きることが可能である。

新潟県でも認知症基本法の施行を受けて、施策の一部を改定する作業を行っており、その会議に初めて認知症のご本人が参画している。そのような時代を迎えていることを皆さんに伝えたい。

(委員) 認知症サポーターの役割は何か。

(委員) 当初の目的は、認知症という病気を正しく理解してもらうことであり、養成講座受講者にオレンジリングを交付し、手首など見えるように携帯をお願いしていた。

現在の目的は、認知症の人を地域で支えることであり、養成講座を受講した人のうち希望者には、オレンジサポーターとして認知症の人との交流や見守りなどをお願いしている。積極的な支援に代わり良くなった面もあるが、受講者への交付物品がリングからカードに代わり、認知症患者やその家族から認知症サポーターの目印が見えなくなり悪くなった面もある。

(委 員) オレンジリングを市で作成し、受講者に交付することは可能か。

(事務局) 市独自予算での対応は不可能ではないと思う。福祉事務所にも要望を伝える。

(委 員) 認知症サポーターという人たちがいることを初めて知った。行政として、市民に制度を周知するとともに、予算付けてオレンジリングの作成・交付、もっと分かりやすい方法を検討して、市全体で認知症患者やその家族を支えていってほしい。

(委 員) 認知症になった人は人格が変わらないとの話があったが、自分は反対の考えである。優しかった人が、認知症になり状況が悪化すると、人が変わったように怒ったり、意地悪になったりした事例が複数ある。認知症になった人の人格が変わらないというのは、ありえないと思う。

(委 員) 認知症の人にとって一番不幸なことは、怒ったり、意地悪になったりというその事象だけを捉えて、周囲の人から別人になったと思われることである。嫌なことを言った原因は、認知症になった自分自身への悲しさや怒りだと思う。それが周囲の人に対する攻撃的な言葉になってしまう。その時は全く考えられないかもしれないが、冷静に分析すると、認知症の人が本来持っている人格は絶対に変わっていない。

<分野4 障がいのある人>

(委 員) 障害者差別解消法が成立した際、概要説明のパンフレットが団体宛てに届いた。具体的な法律の内容までは理解していない。

(委 員) 合理的配慮の提供義務が主な内容である。例えば、車椅子使用者のために使いやすい高さの机を用意する。知的障害者のためにイラスト入りの分かりやすい説明書を用意する。視覚障害者のために音声ガイドや点字表示する。事業主が可能な範囲で障がいのある人へ配慮しなければならないことを規定している。

(委 員) 現在、能生で障がいのある人の自立を支援するグループホームが建設中である。障がいのある人の親から、子どもの将来の生活が何より心配であると聞いた。能生地域において、市が主体的にグループホームを整備するのは、初めてだと思う。社会福祉法人であっても民間企業では倒産の恐れがあるため、市として事業を推進していってほしい。

(事務局) 昔は、障がいのある人たちは施設に入り、その中で生活してもらう様式だった。今は、なるべく地域の人みんなで支え合い、障がいのある人同士も支え合いながら生活する様式が主流になってきており、障がいのある人だけではなく、認知症の人なども同様である。

(委 員) 住み慣れた地域での暮らしを基盤とし、必要な介護・生活支援などを提供するという考え方が地域包括ケアであり、仕組みづくりが進んできている。

(委 員) 障がいのある子どもを抱える親の立場を推測すると、自分の子がグループホームでの生活が難しい状態だった場合、支援施設に入所することになる。施設には定員数があ

り、超過の際は優先順位がつけられて入所の順番を待つことになる。親にとっては、子どもが支援施設に入所することに安心を感じる。自身が加齢に伴い子どもの世話ができなくなること、子どもの入所が決まることのどちらを先に迎えるか非常に不安である。以前、ある施設を見学した際に家族と施設職員との考え方のズレを感じた。

(事務局) 家族、当事者、施設職員の想いにズレが生じるのは、それぞれ立場があるので仕方のないことだと思う。大事なことは、当事者個人の状況変化に応じ、タイムリーに施設やサービスを提供することである。行政としても、そのような状況を作れるよう努力していきたい。

<分野5 同和問題>

(委員) 部落差別解消法について「法律の内容を知っている」と回答する人の割合について、市民アンケートの数字なので、令和2年度の17.3%は仕方ないと思う。今後の施策展開の欄に記載された内容で、市民一人ひとりが理解するようになるか心配に思う。上越市の事例だが、学校における部落問題学習の公開授業に保護者が参加している。そのような工夫がなければ、法律の内容についての理解は広まっていけない。教職員対象のアンケートでは、一部の教職員が法律の内容まで理解していないという結果も出ている。積極的な取り組みで周知を図ってもらいたい。

<分野6 外国にルーツがある人>

(委員) 糸魚川市では約360人の外国人が居住しており、そのうち約50人を日本語セミナーで教えている。東南アジアだけではなく、ニュージーランド、オーストラリア、アメリカなどからも日本へ来ている。

日本語セミナー受講者は、就業時間内に派遣されて授業に参加しており、会場までの送迎も企業側で対応する場合が多い。受講者からは、ヘイトスピーチ解消法に関する相談などは聞いたことがない。外国人従業員を日本語セミナーに参加させない企業の経営者は、日本語のスキルをどのように高めようとしているのか疑問であるし、そのことが問題だと思う。

<分野8 性的指向・性自認>

なし

【主な質疑・意見等（事業実施状況一覧）】

<分野1 女性>

(委員) 11月10日にビーチホールまがたまで開催された瀬地山先生の講演会について、内容はとても良かったが、参加者が少なくて残念だった。幼稚園、保育園、小・中学校などの保護者に向けてのPRが足りなかったのではないかな。高齢者の参加者が多かったのも、もっと若い世代の人たちに聞いてもらいたかった。

(事務局) 講演会の周知が不足したことは反省点である。また、対象者の範囲についても、仲介業者を介しているため、講師との意思疎通ができず、絞り込みができていなかった。問題点を検証し、今後の事業に活かしていきたい。

＜分野 5 同和問題＞

(委 員) 令和 6 年度教職員研修について、参加者が市内の小・中学校・特別支援学校・県立学校の教職員、幼稚園、保育園職員となっているが、演題にある「就職における差別」はテーマとして適当ではないと考える。その理由として、中学校の卒業と同時に就職する人はほとんどいないからである。就職差別については、高等学校で取り上げれば良い。それよりも優先して取り上げるべきなのは、インターネットの問題ではないか。改善点にも記載のとおり、講師の選定も重要だが、それよりも参加者に適したテーマ設定の方が大事だと思うので、しっかり考えて実施してほしい。

7 その他

《事務局説明》

- ・ 本人通知制度について説明
- ・ 登録の依頼と制度周知について協力依頼

8 閉会(17 : 09)